

ノンフリート等級別料率制度

ご契約の車1台ごとに、「1等級～20等級」の等級と、「過去の等級ダウン事故の有無によって変わる」事故有係数適用期間により、保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

新たに契約する場合

廃車や車検切れなどにより、一時的に中断している契約がある場合は、等級(事故有係数適用期間含みます。)を引き継げることがあります。P.22の「中断制度(中断特則)」をご確認ください。

	等級	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	35歳以上補償
初めての契約	6(S)			4%割増	
複数所有新規特則	7(S)			34%割引	

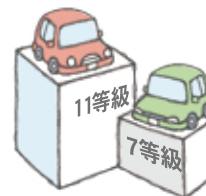
●2020年1月現在の割増率であり、将来変更となる場合があります。

※過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、それが「1等級～5等級の場合」や「事故有係数適用期間が1年～6年の場合」は、それらを継承しなければならないことがあります。

※過去に5日以上、ちょいのり保険(1日自動車保険)に加入されている場合、割引が適用されることがあります。

複数所有新規特則(セカンドカー割引)

2台目以降の車について新たに自動車保険をご契約いただく際に、契約期間の初日において他の車の契約(「他の契約」)があり、右記の条件をすべて満たすときは、「新たな契約」の等級が7等級(S)からスタートします。



複数所有新規特則を利用して契約する場合の条件

- 「新たな契約」の記名被保険者および車両所有者が「他の契約」とそれぞれ同一の個人^{*1}であること
- 「新たな契約」と「他の契約」の車がいずれも自家用8車種^{*2}またはいずれも二輪自動車であること
- 「他の契約」の等級が11等級以上であること
- *1. 詳細は取扱代理店までお問い合わせください。記名被保険者、その配偶者、またはこれらの方の同居の親族は同一とみなします。
- *2. くわしくはP.26「主な自家用車」をご参照ください。

継続して契約する場合

現在の契約が、等級継承可能な他の保険会社や共済^{*3}などの場合を含みます。
*3. 共済とは、教職員共済、JA共済、全労済、全自共などです。

◆7等級(F)および8等級から20等級では、同じ等級であっても、過去の等級ダウン事故の有無に応じて適用する割引率が異なります。

等級	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増率(%)	割増																				
契約期間の初日が 2020年 1月1日以後	無事故係数	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有係数							20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

等級はどう決まるの?

無事故の場合……1年契約で無事故の場合、次契約の等級は1等級上がりります。

事故があった場合……保険金をお支払いする事故には次の3種類があり、それぞれの件数に応じて、次契約に適用する等級を決定します。



■「1等級ダウン事故」となる場合

事故原因が落書きやいたずらなど、車の運行に起因しない不可抗力である下記の理由による損害で、車両保険や車内携行品補償特約のみの事故は「1等級ダウン事故」となります。

- ①火災・爆発・窓ガラス破損^{*4}
- ②盗難
- ③騒擾などに伴う暴力行為または破壊行為
- ④台風・たつ巻・洪水・高潮・落書き・いたずら^{*5}
- ⑤飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故^{*4}
- ⑥地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約^{*6}
- ⑦人身傷害保険^{*7}
- ⑧自動車保険^{*8}
- ⑨人身傷害保険にかかる事故
- ⑩ロードアシストにかかる事故

■「3等級ダウン事故」となる場合

上記「ノーカウント事故」「1等級ダウン事故」に該当しない事故の場合

等級と事故有係数適用期間に応じた割引・割増率を適用します。

●契約期間の初日が2012年10月1日以降のご契約より、制度が大幅に改定されています。

■事故有係数適用期間とは?

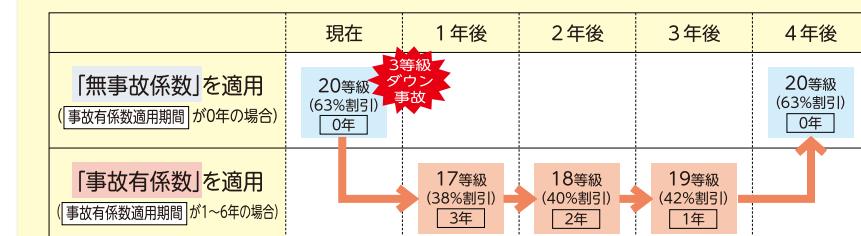
◆前契約に等級ダウン事故があった契約について、以後「事故有係数」を適用する年数を「事故有係数適用期間」といいます。

- 「3等級ダウン事故」1件につき「3年」、「1等級ダウン事故」1件につき「1年」を次契約の「事故有係数適用期間」に加算します。
- 1年契約の場合、1年経過するごとに「1年」減算^{*6}します。
- 「事故有係数適用期間」が「1年～6年」の場合は「事故有係数」を、「0年」の場合は「無事故係数」を適用します。

*6. 前契約の「事故有係数適用期間」が「10年」の場合や、前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内に更新されない場合などは減算しません。

■ノンフリート等級制度における具体例 (下記例の割増率は2020年1月時点のものです。)

例1 20等級で契約のAさんが3等級ダウン事故を起こされた場合



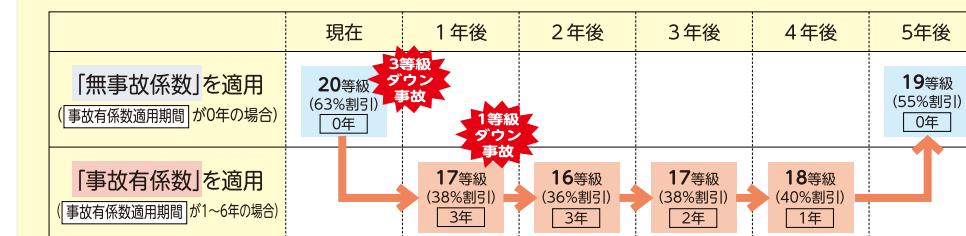
前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているので、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが3年間適用されます。

例2 20等級で契約のAさんが1等級ダウン事故を起こされた場合



前の契約で「1等級ダウン事故」が発生しているので、「事故有係数適用期間」が「1年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。事故がなければ、これが1年間適用されます。

例3 20等級で契約のAさんが「3等級ダウン事故」を1件起こし、翌年度(1年後)にも「1等級ダウン事故」を1件起こされた場合



前の契約で「3等級ダウン事故」が発生しているので、「事故有係数適用期間」が「3年」になり、この年から「事故有係数」が適用されています。

前の契約で事故がなければ、「事故有係数適用期間」が「2年」になるはずでしたが、「1等級ダウン事故」が発生してしまいました。「事故有係数適用期間」内に再度事故が発生した場合は、適用期間を加算しますので、「事故有係数適用期間」が「1年」増え、「2年⇒3年」となります。

$$\text{3年} \quad \text{前契約(1年後の契約)の事故有係数適用期間} - \text{1年間経過} + \text{1等級ダウン事故が1件} = \text{3年} \quad \text{この契約の事故有係数適用期間}$$

事故を起こされた場合は、取扱代理店へご連絡ください。次契約以降の保険料概算についてご案内させていただきます。

■中断制度(中断特則)

中断証明書^{*7}をお持ちの場合で一定の条件を満たすときは、「新たな契約」を中断時の等級^{*8}からスタートすることができます。

中断証明書は、車の廃車・譲渡・車検切れや記名被保険者の海外渡航などにより、自動車保険を一時的に中断した場合に、加入者(保険契約者)の請求に基づいて発行されるものです。中断証明書の発行にあたっては、所定の要件がありますので、契約後に自動車保険を中断する場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

*7.他の保険会社などで発行されたものを含みます。

*8.中断した契約に事故があった場合は、事故件数に応じて減じた等級となります。「事故有係数適用期間」も引き継がれます。

■保険期間通算による等級継承特則

「保険期間通算による等級継承特則」とは、現在の契約(他社での契約を含む)を契約期間の途中で解約し、全教自動車保険で契約した場合に、解約前後の契約を1つの契約とみなして、全教自動車保険での次契約の等級を決定する制度です。この制度により、中途解約によって等級進行が遅れるデメリットが解消されます。

*上記2つの制度・特則の詳しい取扱条件・適用条件については取扱代理店または東京海上日動までお問い合わせください。